

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和5年 5月 19日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名

的場 慎一

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費 2 その他	285,000	@285000円 × 1ヶ月 = 285,000 円
収 入 合 計	285,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	2,102	2,102	
人 件 費	60,480	60,480	
事 務 ・ 事 務 所 費	55,836	55,836	
支 出 合 計	118,418	118,418	

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 的 場 慎 一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
(広報・広聴費)	4/1～4/30	市政報告活動の為、のぼりポールを購入した
(人件費)	4/1～4/30	市政に関する調査研究および市政相談を行う為事務員を雇用した。
(事務・事務所費)	4/1～4/30	市政に関する調査研究、市政相談を行う為南区深阪南にて事務所を借り上げた。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5.4.10	1	285,000		285,000	政務活動費 4月分 受け入れ		
5.4.19	2		2,102	282,898	のぼりポール購入代金	⑦	
5.4.25	3		60,480	222,418	4月分人件費	⑧	
5.4.25	4		5,045	217,373	4月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
5.4.25	5		2,291	215,082	4月分電気代	⑨	
5.4.27	6		8,500	206,582	5月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
5.4.27	7		40,000	166,582	5月分事務所賃借料	⑨	
月 計		285,000	118,418				
累 計		285,000	118,418	166,582			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

的場 慎一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	140時間 / 月 (1日 7時間 × 20日 / 月)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,200円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (月勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) <u>112</u> 時間 (月勤務時間数) 140 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月 31日まで	
就業場所	堺市南区深阪南 342-12 まとは慎一事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時から13時まで)	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇	
給与(賃金)	時給 1,200円	
給与支払	毎月20日締め切り、25日支払	
給与振込先	現金支払	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和5年 3月 31日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 堺市議会議員 的場 慎一 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 </p>		

出勤簿 (令和5年 4月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土					
2日	日					
3日	月					
4日	火					
5日	水					
6日	木					
7日	金					
8日	土					
9日	日					
10日	月	9:00	17:00	7:00		
11日	火	9:00	17:00	7:00		
12日	水	9:00	17:00	7:00		
13日	木	9:00	17:00	7:00		
14日	金	9:00	17:00	7:00		
15日	土					
16日	日					
17日	月	9:00	17:00	7:00		
18日	火	9:00	17:00	7:00		
19日	水	9:00	17:00	7:00		
20日	木	9:00	17:00	7:00		20日締 63h
21日	金					
22日	土					
23日	日					
24日	月	9:00	17:00	7:00		
25日	火	9:00	17:00	7:00		
26日	水					
27日	木	9:00	17:00	7:00		
28日	金	9:00	17:00	7:00		
29日	土					
30日	日					
合計				91h	:	
出勤日数						13日

確認印



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

的場 慎一

管理責任者 (議員名)	的場 慎一		
事務所名	まとは慎一事務所		
所在地	〒590-0103 堺市南区深阪南 342-12 TEL 072 (230) 1887		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 日生ハウジング(株))		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所 (政党関連の物品等も置いている)	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	27 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 64,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 140 時間のうち 112 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 80%	
		<input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80%	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (コピー機カーブス契約代金)・・・ 80%		
	駐車場 賃借料	80%	月額 17,000 円 (政務活動費充当額 13,600 円)
	【所在地】 堺市南区深阪南 340-1 駐車場区画番号 		
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

■ ■ ■

建物賃貸借契約書(事業用)

物件名 堺市南区深阪南342-12 ■■■店舖

契約締結日 平成25年10月10日

賃貸借期間 平成25年10月11日

~
平成27年9月30日

貸主 ■■■■■

借主 の場 慎一

建 物 賃 貸 借 契 約 書

当事者	貸主	[REDACTED]		
	借主	的場 慎		
	使用者	的場 慎		
	管理者	日生ハウジング株式会社		
賃貸物件	名称	[REDACTED] 店舗		
	所在地	(住居表示) 堺市南区深阪南342-12		
	構造	鉄骨造陸屋根3階建	種別	事業用
	間取り	1階店舗部分ワンフロア	面積	1階登記記録面積 39.37 m ² のうち 約27 m ²
賃借内容	使用目的	事務所		
	賃貸借期間	平成 25 年 10 月 11 日 から 平成 27 年 9 月 30 日 までとする		
	更新	本契約書第 3 条但し書きの通りとする		
	賃料	(月額) ¥80,000-	駐車場代金	駐車場無し
	礼金	(一時金)¥ [REDACTED]	敷金	-
	火災保険料	(2年毎更新) 借主にて加入	賃貸保証料	-
	貸主の指定する賃料等の振込口座	金融機関名: りそな銀行 口座番号: 普通口座 [REDACTED]		本支店名: 泉北とが支店 口座名義: 日生ハウジング 三好 明 フリガナ: ニッセイハウジングミヨシアキラ
特約事項	1. 本物件は、貸主と日生ハウジング(株)との間で建物管理委託契約を締結しております。 借主は、賃料の支払い、各種通知、承認、協議、申し立て、要望事項は管理者たる日生ハウジング(株)に行うものとします。			
	2. 本物件は、平成 25 年 10 月 5 日にご内覧頂きました、現状でのお引渡しとなります。契約開始後に設置したキッチンセットやエアコン等の造作物は、退去する際には借主の費用負担にて撤去し、原状復帰する必要があります。			
	3. 水道料金は貸主にて子メーターでの検針を行います。2か月毎に貸主より請求された金額を直接支払うものとする。			
鍵受渡し	※別途、鍵受領書にて対応			

貸主と借主は、以下の通り建物賃貸借に関する契約を締結する。

(第1条) 物件の表示

賃貸借の目的物件（以下、「本物件」という）は標記の通りとする。

(第2条) 使用目的

借主は本物件を標記の目的にのみ使用する。

(第3条) 契約期間

賃貸借の期間は標記の通りとする。但し、賃貸借期間満了日の6ヶ月前までに貸主または借主から何らの申し出がないときは、更に1年間契約が更新されたものとし、以後も同様とする。

(第4条) 善管注意義務

1. 借主は、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。
2. 借主は、自己又は借主の同居者の責に帰すべき事由により、本物件及び共同施設等を破損又は滅失させた時、これを原状に回復し又は貸主へ損害を賠償しなければならない。

(第5条) 賃料及び管理費(共益費)

賃料及び管理費は標記の通りとし、毎月月末迄に翌月分を貸主の指定する方法により支払う。尚、賃貸借開始日の属する月の賃料・管理費は日割計算（開始日は期間に算入し1円未満の端数はこれを切捨てる）とし、賃貸借終了日の属する月賃料・管理費は借主が1ヶ月分を負担する。但し、第13条第3項又は第14条の規定により賃貸借が終了する場合は日割計算で精算する。振込料等、支払いに要する費用は借主の負担とする。

(第6条) 敷金

1. 借主は、本契約に基づく賃料支払義務・損害賠償義務その他の債務を担保するため、敷金として標記の金額を契約締結と同時に貸主に預託する。なお、敷金には利息を付さない。
2. 借主が、賃料等の支払を延滞し、または貸主に対する損害賠償があるときは、貸主は任意に敷金をもって借主の債務の弁済に充当することができる。但し、貸主は敷金から差引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。尚、これにより敷金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。また賃貸借中、借主は敷金をもって賃料その他この契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することはできない。
3. 敷金は、賃貸借が終了し借主が本物件を明渡した場合に、借主の負担すべき債務の完済を確認後速やかに返還するものとする。但し、本物件の明渡し時に、賃料等の滞納・自然損傷以外（故意・過失等）原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる借主の債務が存在する場合には、当該債務・額を敷金から差し引くことができるものとする。尚、差し引きする債務が発生した場合、貸主は借主にその内訳を明示しなければならない。
4. 上記差し引きの額が敷金を超える金額となった場合は、借主は別途実費での精算を行うものとする。
5. 借主は賃貸借の終了にあたり、公共料金（電気・ガス・水道等）の精算・本物件の明渡しを完了した（入居時に受け取った鍵の返還）後でなければ敷金の返還を受けることができない。
6. 借主は敷金の返還請求権について第三者に譲渡し、あるいは担保差し入れ等を行ってはならない。

(第7条) 礼金

標記に礼金の定めがある場合、借主は本契約締結と同時に礼金として標記金額を貸主に支払うものとする。尚、この礼金は借主に返還しないものとする。

(第8条) 賃料及びその他の変更

1. 貸主または借主は次のいずれかに該当する場合で、その必要が認められる場合は、賃料・共益費・駐車料金及び敷金（保証金）等の額の改定を協議のうえ行うことができる。
 - ① 物価及び近隣の建物賃料等に変動が生じたとき。

- ② 集合住宅としての管理費が改定されたとき。
 - ③ 建物の維持管理費用・火災保険料・地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
 - ④ 建物に改良が施されたとき。
2. 貸主または借主は前項の変更をしようとするときは、変更をしようとする日の2ヶ月前迄に変更の理由・期日・変更後の金額等を書面をもって相手方に通知しなければならない。
 3. 前項における賃料等の改定が立会人の労務により成立した場合、増額の場合貸主が、減額の場合借主が立会人に対し報酬を支払う。当規定は貸主または借主の依頼によるその他の立会人の労務についても準用する。

(第9条) 遅滞損害金

貸主または借主が本契約により生じる金銭債務の履行を遅滞したときは、年利14%の割合による遅延損害金を付して相手方に支払う。

(第10条) 貸主の承諾を必要とする事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を書面をもって届け出、貸主の承諾を得なければならない。

- ① 本契約書の入居者氏名の項に記載された以外の者を同居させようとするとき。(出生は除外)
- ② 居住者全員が引続き1ヶ月以上住宅に居住しないとき。
- ③ 住宅の模様替、その他施設に変更を加えようとするとき。

(第11条) 届出事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は直ちにその旨を書面をもって届け出なければならない。

- ① 借主又は連帯保証人の、住所・氏名(法人の場合は商号、代表者の氏名)又は職業・勤務先(法人の場合は業種)に変更が生じたとき。
- ② 連帯保証人が死亡又は解散し、あるいは行為能力・弁済の資力を欠くに至ったとき。
- ③ 住宅が破損し、又は破損のおそれがあるとき。

(第12条) 禁止事項

1. 借主は住宅の全部または一部を転貸してはならない。
2. 借主は住宅の賃借権を譲渡してはならない。
3. 借主および入居者は、本物件内において犬・猫などの動物を飼育してはならない。

(第13条) 解約の予告

1. 賃貸借期間の定め(第3条)にかかわらず、借主は1ヶ月の予告期間において書面で貸主に申し出ることにより賃貸借を解約することができる。この場合、借主は明渡予定日の1ヶ月前迄に指定の書式による解約通知書を提出するものとし、解約通知書に記載された明渡予定日をもって賃貸借は終了する。
2. 前記予告・通知にかえて、賃料・管理費の1ヶ月分を支払うことにより即時解約することができる。
3. 貸主が期間満了日以後の日を終了として賃貸借の解約を申し入れる場合は、借地借家法の規定に従い解約を申し入れるものとし、この場合6ヶ月の予告期間において、書面により通知する。

(第14条) 契約の終了

公法上の制限・措置等により賃貸借の継続が不可能となったとき、または天災地変・火災その他、貸主および借主のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失または毀損し本物件が使用不能となったとき、この賃貸借は当然に終了する。

(第15条) 契約の解除

借主が次の各号のいずれかに該当する行為を行い、信頼関係を損なったときは、貸主は本契約を解除することができる。

- ① 入居申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって入居したとき。
- ② 賃料等の支払を5回以上遅滞したとき又は2ヶ月分の賃料等の支払が月末にないとき。

- ③ 借主又は入居者の責に帰すべき事由により本物件を滅失又は破損し、原状回復の要求に応じないとき。又はこれに要する費用を賠償しないとき。
- ④ 近隣及び他の居住者に対し、危険及び迷惑となるような共同の秩序を乱す行為があったとき及び管理組合が規定する管理規約及び使用細則等の違反行為を行い、管理組合から退去要求等が行われたとき。
- ⑤ 借主又は入居者の一人でも反社会的と認められる団体の構成員（暴力団関係者など）として警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。又はそのおそれがあるとき。
- ⑥ 支払を停止し、又は破産を申し立てられる等、信用に不安を生じさせたとき。
- ⑦ 本契約の条項に違反したとき。
- ⑧ 賃貸借を継続し難い、重大な背信行為を行ったとき。

(第16条) 立入検査

- 1. 貸主は住宅の管理上、又は借主が2ヶ月以上賃料・管理費を滞納したときで、本物件内に立ち入って検査をする必要が生じたときは、予め、その旨を借主もしくは入居者に通知し借主又は入居者の立会のもとにこれを行う。
- 2. 借主もしくは入居者は、上記立入検査に協力しなければならない。

(第17条) 明渡し

- 1. 借主は、賃貸借終了時に本物件を貸主に明け渡さなければならず、明渡しが遅延する場合、賃貸借終了日の翌日より明渡しにいたるまで、1日につき直近の1日あたり賃料及び1日あたり管理費の合計額の2倍に相当する金額を、損害金として貸主に支払わなければならない。
- 2. 借主は、賃貸借の終了に際し移転料・立退料・変更した箇所及び造作物の買取り、その他の諸経費についての請求をすることはできない。
- 3. 借主は明渡しの場合、次の各号に定める事項を実行しなければならない。
 - ① 借主及び入居者すべての者の退去。
 - ② 借主及び入居者が搬入したすべての家財物品等の搬出。
 - ③ 建物内外の清掃及びゴミ汚物等の撤去処理。
 - ④ 退去にともなう電気・ガス・水道等の代金精算手続（精算書類の提示が必要）。
 - ⑤ 住宅の原状を変更した場合における原状回復の完了
但し、貸主が回復を希望しない場合はこの限りでない。
 - ⑥ 退去時における鍵（入居時に受け取ったもの）、の返還。

(第18条) 行方不明の場合の措置

借主及び入居者が2ヶ月以上行方不明で連絡ができない場合、本契約は当然に終了する。

(第19条) 連帯保証人

- 1. 連帯保証人は借主と連帯して、この契約に基づく借主の貸主に対する一切の債務（第17条に規定する事項を含む）について履行の責を負う。
- 2. 連帯保証人は、本契約の更新がなされた後も引き続きその責を負う。

(第20条) 入居中の費用負担事項

- 1. 電気・ガス・水道等の使用に関しては、借主もしくは入居者が直接施設者と契約する。
但し、法規上又は建物の構造上これができないときは、貸主が借主もしくは入居者に代わって契約することができる。この場合、名義の如何にかかわらず契約によって生じる使用料は、借主もしくは入居者が負担するものとする。
- 2. 貸主及び借主は、賃貸借期間中、建物及び付帯設備等の修理の必要が生じた場合、別項の「入居中の補修負担区分」にもとづき処置をし、その費用を負担する。但し、貸主は建物・付帯設備について予め修理保証をしない旨告知した設備を除いて、賃貸借開始日より60日間その作動を保証する。

3. 前項にかかわらず、借主及び入居者の責による建物・付帯設備の損耗・故障は借主が自己の費用負担において修理を行い、損害を賠償しなければならない。

(第21条) 法人契約の場合

借主が法人である場合、入居者は標記のものに限定され、入居者の入替えは認めない。

(第22条) 代理権の授与

借主は、下記①②に記載する事項について、連帯保証人（本契約締結後、あらたに連帯保証人となった者を含む）に代理権を授与する。

- ① 契約解除等、貸主からの意思表示を受領すること。
- ② 賃貸借終了の場合に、本物件を原状回復し貸主に明渡すこと。

但し、上記①の授権事項については貸主はまず借主本人にたいして通知を發し、これが借主の行方不明・受取拒絶等により到達しない場合に限り連帯保証人に対して通知することができる。

尚、貸主から借主への通知は、書面による通知先がある場合はその指定通知先に、指定がない場合には本物件所在地（借主が法人である場合には借主の申し出た最終の本店所在地）にあてて發信すれば足りるものとする。

(第23条) 火災保険への加入

借主又は入居者は本契約締結時に、火災などによる本物件内の家財の損害及び貸主に対する損害の賠償に備えて、本物件を対象とした家財保険などの損害保険に自己の負担にて加入しなければならない。また、本契約が更新された場合も同様とする。

(第24条) 管轄裁判所

本契約に関する調停・訴訟の管轄は、建物の所在地を管轄する裁判所とする。

(第25条) 特約事項

本契約書において、特約事項がある場合、各条項より特約事項を優先するものとする。

(第26条) 自治会・管理組合への加入

借主又は入居者は、管理組合・自治会へ加入するとともに管理規約及び使用細則を遵守しなければならない。

<<特記事項>>

この契約の締結を証するため、本契約書を作成し当事者が署名捺印のうえ各1通を保有する。
尚、貸主・借主及び借主連帯保証人は、本契約書が契約締結日現在における当事者の合意を規定したものであり、契約締結以前に貸主・借主・連帯保証人・媒介（代理）業者の間でなされた、協議内容・合意事項・あるいは一方当事者から相手方あるいは媒介（代理）業者に対して行った申し入れ等と本契約書記載内容が相違する場合は、本契約書記載内容が優先することを相互に確認する。

平成25年10月10日

<<貸主>> 住所 堺市 [redacted]

氏名 [redacted]

<<借主>> 住所 堺市 [redacted] Tel [redacted]

氏名 前 島 慎一 [redacted]

借主の

現住所 大阪府大阪狭山市 [redacted]

連帯保証人

氏名 [redacted] 賃借人との関係 [redacted]

緊急連絡先

勤務先名 勤務先住所

仲介業者

免許番号 大阪府知事(4)第 45834 号

住所 堺市南区竹城台1丁目1番2号

商号 日生ハウジング株式会社 [redacted]

代表取締役 三好 明 [redacted]

宅地建物 登録番号 大阪 [redacted] 号

取引主任者 [redacted]

平成 25 年 10 月 10 日

誓 約 書

貸主 [REDACTED] 殿

下記不動産（以下「本物件」という）の賃貸借契約を締結するにあたり、大阪府暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）（以下「条例」という）第 19 条に基づき、貸主が借主に対し、本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認するため、借主は下記のとおり誓約し、本誓約書 2 通を作成し、署名押印の上、貸主および代理または媒介業者に各 1 通ずつ提出する。

記

借主は、条例第 19 条に基づき、借主または第三者をして、本物件を暴力団事務所として使用しないことを誓約する。

所在地 (住居表示) 堺市南区深阪南 3 4 2 - 1 2
種類 事業用

借主 住所 堺市 [REDACTED]
氏名 雨 岡 慎 一 [REDACTED]



上記のとおり、代理または媒介業者は、条例第 20 条に基づき借主に対し本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認した。

代理 住所 堺市南区竹城台 1 丁 1 番 2 号
または 商号 日生ハウジング株式会社
媒介業者 代表者 代表取締役 三 好 明



以上

◎大阪府暴力団排除条例 抜粋（平成22年大阪府条例第58号）

第五章 不動産の譲渡等に関する措置等

（不動産の譲渡等をしようとする者の責務）

第十九条 何人も、自己が譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする府の区域内に所在する不動産（以下「不動産」という。）が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
- 二 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明した場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

（不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等）

第二十条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の当事者の一方又は双方に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該不動産の譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

以上

物件付帯設備確認書

	設備名称	付・無	配置及び状況
照明器具	居室	付	残置物
	居室以外建物内	無	
	建物外	無	
水廻り設備	風呂一式	無	
	給湯器	無	
	瞬間湯沸器	無	
	洗面台	無	
	洗濯防水パン	無	
	換気設備	付	
	トイレ式	付	
台所設備	流し台	無	
	コンロ	無	
	レンジフード・換気扇	無	
	吊戸棚	無	
	床下収納	無	
空調設備	冷房機	無	
	暖房機	無	
	エアコン	無	
その他設備	下駄箱	無	
	カーテンレール	無	
	カーテン	無	
	敷き込みカーペット	無	
	網戸	無	
	雨戸	無	
	玄関ベル・インターホン	無	
	TVアンテナ	無	
	トランクルーム	無	
	ガレージ	無	
床暖房	無		
	賃貸借開始時に存在するが貸主が修理保証しない設備	照明器具	

<<現況に関する特記事項>>

○新築物件ではないので、建具等に多少のゆるみ・建て付けの悪い部分等がありますが貸主にて修理は行いません。

1. 付帯設備確認書で「付」とした設備については、その設備が使用できることを前提としております。
2. 付帯している設備は新築(新品)の場合を除き、経年変化及び使用に伴う性能低下、キズ、汚れなどが存在する場合があります、新設時の品質・性能を備えていない場合があります。
3. 「賃貸借開始時に存在するが貸主が修理保証しない設備」については貸主はそれらの設備の機能保証・修理義務の責任を負いません。また、借主はそれらの設備の原状回復義務を負わず、退去時に退去時の原状で引渡しをすれば足りるものとします。
4. 上記設備につき、媒介業者は動作の保証をしません。

入居中の補修負担区分

対象箇所	項目 (点検・維持管理・故障・破損・補修等の内容)	負担区分	
		貸主	借主
外廻り	屋根・壁・土台・給排水設備等の建物基本部分の点検・維持・補修	○	-
	庭木の剪定(松等の特殊な樹木)・庭石の維持管理の費用	○	-
	庭の除草・日常の手入れ	-	○
	排水溝・汚水枡の清掃、詰まりによる破損	-	○
	浄化槽の定期点検契約・軽微な修理・消耗部品交換・清掃	-	○
内壁・天井	退去時の自然損耗・経年劣化・老朽化による修理・張替	○	-
	落書き・過失による破損・無許可の釘穴等による損傷	-	○
床	退去時の自然損耗・経年劣化・老朽化による修理・張替	○	-
	重量物による変形	-	○
	落書き・過失によるキズ・凹み・破損・汚れ・染み	-	○
畳	退去時の表替・取替	○	-
	入居中の表替・取替	-	○
	たばこの焼け焦げ・重量物による変形	-	○
建具	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	-
	退去時の襖・障子・網戸の張替	○	-
	入居中の襖・障子・網戸の張替、ガラスのはめ替	-	○
	本体の調整・付属金物の調整・取替	-	○
水廻り	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	-
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
	(パッキン・鎖・栓・トラップ・自皿・わん・便座・便座カバー・ロータリング・レバーフロート・ペーパーホルダー・ガスホース・止金具・シャワー・その他付属部品)	-	○
	入居者の故意・過失による漏水・詰まり 排水管掃除(マンション管理規約によるもの)	-	○
換気扇	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	-
	清掃・故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
冷暖房器具	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	-	○
	フィルター清掃・故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
TVアンテナ	<共同アンテナの場合>老朽化による共聴器具の修理・取替	○	-
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
	<単独アンテナの場合>老朽化による受信器具の修理・取替	-	○
照明器具	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	-	○
その他の電気設備	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	-
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
鍵	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	-
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	-	○
その他	直付以外の照明器具・ウォシュレット付便座・ルームエアコン等の残置設備	-	○

※ご注意

①負担区分が明確でない場合は、貸主・借主で協議します。

②カビ・たばこのヤニによる汚れ補修は程度により借主負担となる場合がありますので日頃より除湿と換気にご注意下さい。

解約通知書

貸主 _____ 様

通知日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

賃借人 住所 _____

氏名 _____ ⑩

Tel _____

賃借人は、後記物件の賃貸借契約を解約し、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に明渡すことを通知致します。

なお、万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償致します。

【保証金(敷金)返還金の振込口座】

銀行	口座番号
支店	フリガナ 口座名義

【物件の表示】

所在地 /

名称 /

【引っ越し後の連絡先】

住所 /

Tel /

退去予定日の1ヶ月前迄に必ず文書で 日生ハウジング(株) へご連絡下さい。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

貸貸人 [redacted] と賃借人的場復一様との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第一条 貸貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車（格納）の目的をもってこれを賃借します。

- 一、自動車保管場所（車庫）の所在地 堺市南区深阪南三四のー一
宅地（車庫） 平方メートルのうち [redacted] 平方メ
ートル（駐車場番号 [redacted]）
- 二、自動車台数 七 台
車両名および車両番号

第二条 賃借料は毎月 九千 円也（壹か月未満の賃借料は日割計算とする。）とし、賃借人は毎月 末 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払うものとします。ただし、本月分は金 [redacted] 円也を賃貸人は賃借人から申し受けるものとします。

第三条 契約期間は平成十五年 十一月 日から平成十五年 十月三十一日 までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。

第四条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。
一、賃料の支払いを怠つたとき。
二、賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。
三、その他この契約に違反したとき。

第五条 賃借人は賃貸人の定めた管理規則に従つて保管場所（車庫）を使用しなければならないものとします。

第六条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によつて保管場所（車庫）またはその施設および保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。

第七条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

第八条 各当事者は、少なくとも壹か月前の予告をもつて、この契約を解約することができるものとします。ただし、賃借人は予告に代え壹か月分の賃借料相当額を賃貸人に支払つて即時に解約することができるものとします。

第九条 この契約締結の際、賃貸人は保証金として金 [redacted] 円也を賃借人から申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したときに賃借人に返還するが、延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十条 （特約事項）

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 式 通を作成し、各自署名押印のうえ、各壹通を所持します。

平成十五年 十一月 七日

賃貸人 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]

賃借人 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]

20 納 場 復 一

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と借借人 的場 慎一 君 の間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所（車庫）を借借人に賃貸し、借借人はその所有する自動車の駐車（格納）の目的をもってこれを賃借します。

- 一、自動車保管場所（車庫）の所在地 堺市南区深阪南三回の一
宅地（車庫） [redacted] 平方メートルのうち [redacted] 平方メートル（駐車場番号 [redacted]）
- 二、自動車台数 三 台
車両名および車両番号 [redacted]

第二条 賃借料は壹か月金 [redacted] 八千円也（壹か月未満の賃借料は日割計算とする。）とし、借借人は毎月 未 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払うものとします。ただし、本月分は金 [redacted] 円也を賃貸人は借借人から申し受けるものとします。

第三条 契約期間は 平成二十五年 七月 日から 平成二十六年 十月 三十一 日までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。

第四条 借借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。
一、賃料の支払いを怠ったとき。
二、賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。
三、その他この契約に違反したとき。

第五条 借借人は賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならないものとします。

第六条 借借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によつて保管場所（車庫）またはその施設および保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは、借借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。

第七条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る借借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

第八条 各当事者は、少なくとも壹か月前の予告をもつて、この契約を解約することができるものとします。ただし、借借人は予告に代え壹か月分の賃借料相当額を賃貸人に支払つて即時に解約することができるものとします。

第九条 この契約締結の際、賃貸人は保証金として金 [redacted] 円也を借借人から申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したときに借借人に返還するが、延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十条 （特約事項）

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 式 通を作成し、各自署名押印のうえ、各書通を所持します。

平成二十五年 十一月 七日

賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

借借人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

使 途 項 目	広報・広聴費																												
整 理 番 号	2																												
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)																													
<div style="float: right; text-align: right;"> <h2>領 収 証</h2> <h1>コーナン</h1> </div> <p> 泉北2号小代店 コーナン商事株式会社 大阪府堺市西区鳳東町4-401-1 電話番号:072-284-1900 2023年04月19日(水) 14:28 レシートNo. (0244)001-50350-02455 担当者:(0969984) XXXXXXXXXX </p> <p> お買い上げ商品の返品・交換は、 必ずこの領収証をご持参のうえ 2週間以内にお願いたします。 (一部商品につきましては、除外 させていただきます。) #014 JAN4522831176441 のぼりボール3段BK 96 @657 × 4 2,628円 </p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;">小計金額</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">内税小計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10%対象)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10%対象消費税)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥238</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;">QR決済 PayPay</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;">PayPay</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;">取引ID : XXXXXXXXXX</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;">受付番号:0AOP1Y9C0249P2023041 9142825</td> <td></td> </tr> </table>			小計金額	¥2,628	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">内税小計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10%対象)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10%対象消費税)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥238</td> </tr> </table>	内税小計	4	¥2,628	△	4	¥2,628	合計	4	¥2,628	(10%対象)	4	¥2,628	(10%対象消費税)		¥238		QR決済 PayPay	¥2,628	PayPay	¥2,628	取引ID : XXXXXXXXXX		受付番号:0AOP1Y9C0249P2023041 9142825	
小計金額	¥2,628																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">内税小計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10%対象)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">¥2,628</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10%対象消費税)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥238</td> </tr> </table>	内税小計	4	¥2,628	△	4	¥2,628	合計	4	¥2,628	(10%対象)	4	¥2,628	(10%対象消費税)		¥238														
内税小計	4	¥2,628																											
△	4	¥2,628																											
合計	4	¥2,628																											
(10%対象)	4	¥2,628																											
(10%対象消費税)		¥238																											
QR決済 PayPay	¥2,628																												
PayPay	¥2,628																												
取引ID : XXXXXXXXXX																													
受付番号:0AOP1Y9C0249P2023041 9142825																													



領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

使 途 項 目	人件費
整 理 番 号	3

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

領 収 証 的 場 慎 一 様 No. _____

¥75,600

但 R5. 4月分 人件費として

入金日 R5年 4月 25日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

瑞希 [REDACTED]
[REDACTED]

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80% 60,480円 (按分率の根拠)
雇用状況報告書のとおり

(その他)

人件費 R5. 4月分 (別紙内訳添付)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<div style="text-align: center;"> <p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。</p> <p>ご請求先氏名 まとは慎一事務所 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2023年 4月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥6,307-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 収 日 附 印 [REDACTED]</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p> </div>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80%	5,045 円 (按分率の根拠) 事務所(使用)状況報告書のとおり
(その他) 事務所 電話代及びインターネット使用料 R5.4月分 (堺市南区深阪南 342-12) 別紙内訳添付	

お客様電話番号等 BILLING NUMBER: 072-230-1887 請求年月 MONTH OF ISSUE: 2023年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHANGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	詳細 細	税区分 TAX
◆072-230-1887 ◇NTT西日本ご利用分	6,307			
	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料		算
	-1,790	もともと割1、2年目と割		算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1		算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2		算
	200	複数チャネル使用料		算
	100	追加番号使用料		算
	48	ひかり電話 (通話料)		算
	-48	ひかり電話A (エース) 定額料分通話		算
	320	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)		算
	4	ユニバーサルサービス料他		算
	573	消費税等相当額 (合計)		算
◇合計	6,307	合計		算

〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕

2月 1日～ 2月28日
2024年10月～2024年12月以外の解約は解約金がかかります

2月 1日～ 2月28日
2月 1日～ 2月28日 ひかり電話A使用料は本料金と定額料1の合計です。

2月 1日～ 2月28日
2月 1日～ 2月28日
2月 1日～ 2月28日 翌月への繰越額は480円です。

2月 1日～ 2月28日 ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。

2月 1日～ 2月28日
2月 1日～ 2月28日 2番分のご請求となります。

合算表示の料金合計×10%

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。

電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。

https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

使 途 項 目	事務・事務所費						
整 理 番 号	5						
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">電気料金振込受領証(兼請求書) 青</p> <p style="font-size: small;">いつもご利用いただきありがとうございます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 氏 名 的 場 慎 一 様 </td> <td style="width: 50%;"> 5 年 4 月分 </td> </tr> <tr> <td> お客さま 番 号 [REDACTED] </td> <td> ご 請 求 金 額 5,914 円 </td> </tr> <tr> <td> 三 次 再 計 画 契 種 3 月 3 日 ~ 4 月 4 日 31 </td> <td> 大 阪 電 力 有 限 公 司 三 井 物 産 有 限 公 司 ご 使 用 場 所 堺 市 南 区 深 阪 南 3 4 2 - 1 2 電 気 料 金 内 訳 (円) 267 - 燃料費調整額 -1270.86 円 再エネ促進調整金 921 円 </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。</p> <p>お支払期限日 5 月 8 日 <small>(金銭債権消滅期限日 5 月 8 日)</small></p> <p>本票は、5 月 18 日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。</p> <p>お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせをお読みください。</p> <p>大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 取入印紙不要 (お客さま控え)</p> <p style="font-size: x-small;">振込先 関西電力 口座番号 10000000000000000000</p> </div>		氏 名 的 場 慎 一 様	5 年 4 月分	お客さま 番 号 [REDACTED]	ご 請 求 金 額 5,914 円	三 次 再 計 画 契 種 3 月 3 日 ~ 4 月 4 日 31	大 阪 電 力 有 限 公 司 三 井 物 産 有 限 公 司 ご 使 用 場 所 堺 市 南 区 深 阪 南 3 4 2 - 1 2 電 気 料 金 内 訳 (円) 267 - 燃料費調整額 -1270.86 円 再エネ促進調整金 921 円
氏 名 的 場 慎 一 様	5 年 4 月分						
お客さま 番 号 [REDACTED]	ご 請 求 金 額 5,914 円						
三 次 再 計 画 契 種 3 月 3 日 ~ 4 月 4 日 31	大 阪 電 力 有 限 公 司 三 井 物 産 有 限 公 司 ご 使 用 場 所 堺 市 南 区 深 阪 南 3 4 2 - 1 2 電 気 料 金 内 訳 (円) 267 - 燃料費調整額 -1270.86 円 再エネ促進調整金 921 円						
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)							
80%	2,291 円 (按分率の根拠) 選挙期間を除く						
3/3~3/18迄	5,914 円 ÷ 33 日 = 179 円 × 16 日 = 2,864 円						
(その他)							
事務所 電気代 R5.4 月分 (堺市南区深阪南 342-12)							

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	6

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

ご 利 用 明 細

いつも池田泉州銀行をご利用いただきましてありがとうございます。

年 月 日	取扱店	機番	機関番号	口座店	口座番号	お取引	印紙税申告納 付につき大淀					
050427	0012	067	0161	0013	██████████	お振込み						
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10	5	1	取引金額	残 高
3116											¥17,000	
時刻	ホスト通番	手数料	釣銭	残 高								
16:07	002445			*****								

大阪信用金庫 東湊支店
 普通 口座番号 ██████████
 カ)アリカ 様へ
 マトバ シンイチ 様から
 振込手数料 ¥275

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。

池田泉州銀行 No6300 (14.02)

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

50% 8,500 円 (按分率の根拠)
 選挙期間を含む為

(その他)

事務所 月極駐車場 R5.5月分 (堺市南区深阪南 340-1 区画 ██████████)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	7

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

ご利用明細

いつも池田泉州銀行をご利用いただきましてありがとうございます。

年 月 日	取扱店	種 番	機関番号	口座店	口座番号	お取引	印紙税申告納
050427	0012	067	0161	0013	██████████	お振込み	
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50
3113					10	5	1
時刻	ホスト通番	手数料	鈴銭	残 高	取引金額		
16:06	002442			¥80,000	付につき大延		

りそな銀行 泉北とが支店
 普通 口座番号 ██████████
 コツセイハウジング(カ 様へ
 マリン シンイチ 様から
 振込手数料 ¥440

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。

池田泉州銀行 15.05.01.14.32

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

50% 40,000円 (按分の根拠)
 選挙期間を含む為

(その他)

事務所家賃 R5.5月分 (堺市南区深阪南 342-12) 別紙内訳添付

御 請 求 書

2023 年 4 月 22 日

御中

的場 慎一 様

日生ハウジング株式会社
代表取締役 三好 明
〒 590-0105
堺市南区竹城台1丁1-2
Tel072-293-9900
Fax072-293-5550

月末日(今月は4/末までのお支払をお願いします。)

ご請求金額 ¥80,000

【銀行】りそな銀行 泉北とが支店
【口座】普通口座 [REDACTED]
【名義】日生ハウジング 株式会社
代表取締役 三好 明

下記の通りご請求申し上げます。

内 容	金額	備考
■2023年 5 月分 賃料	¥80,000	
合 計	¥80,000	